

津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域材の積極的な使用を推進することにより、市内林業の振興と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームを行う者に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、リフォーム工事(以下「工事」という。)を行う者に対し、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)及び津山市林業振興補助金交付要綱(平成10年津山市告示第49号)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) リフォーム 既存の住宅本体に手を加えて改良する方法で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- ① 増築(床面積を増加させるもの)
- ② 改築(間取りを変更するもの)
- ③ 改装(模様替えをするもの)
- ④ 修繕
- ⑤ 新築(当該年度の新築住宅補助金を受けていない住宅)

(2) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和32年岡山県条例第21号)第3条の登録を受けている法人又は個人による国産材製材品(皮むき等の加工丸太を含む。)をいう。

(3) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることを言う。

(補助対象となる住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号の要件にすべて該当する住宅とする。

- (1) 津山市内に立地する、居住の目的の住宅。
- (2) 過去に津山市地域材利用住宅リフォーム補助金を受けていない住宅。

(補助対象者)

第5条 この要領による補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者，又は使用する者で当該工事について所有者の同意が得られる者。
- (2) 申込日現在において，市税等の滞納が無いことを書面で確認できる者。
- (3) 工事終了後の住宅に入居してから３年以上定住することを誓約する者。
- (4) 申請年度内に当該工事の完了届が提出できる者。

(補助対象となる工事)

第 6 条 補助金交付の対象となる工事は，次に掲げる要件に該当のものとする。

- (1) 地域材の材料費が，10 万円(税込み)以上のもの。
- (2) 請負で工事を行う場合は，市内に事業所を有する法人又は個人事業者(建築施工業者)によるもの。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は，工事に含まれる地域材の材料費(消費税を含む)に応じて次表のとおりとする。

	地域材の材料費(消費税を含む)による段階	補助金額
区分	10 万円以上 20 万円未満	5 万円
	20 万円以上 30 万円未満	10 万円
	30 万円以上	15 万円

(申込み)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は，津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付申込書(様式第 1 号)に，次の各号に掲げる書類を添えて，工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等の完納証明書
- (2) 地域材材料内訳書の写し
- (3) 工事箇所の図面及び写真
- (4) 登記事項証明書(建物)の写し(※要約書でも可)又は，資産証明書
- (5) 現住所の住民票
- (6) 定住誓約書(様式第 7 号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は，申込書の提出があった時は，速やかに内容を審査し，適当と認めるときは，津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付予定通知書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第 9 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者（以下「補助金交付予定者」という）は、補助金の変更、中止若しくは廃止しようとする場合、又は当該年度内に工事を完了できる見込みがなくなった場合は、すみやかに津山市地域材利用住宅リフォーム補助金申込内容変更届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は変更届の提出があった時は、津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付予定変更通知書（様式第 2 号の 2 又は様式第 2 号の 3）により補助金交付予定者に通知するものとする。

（交付申請及び完了報告）

第 10 条 補助金交付予定者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付申請書兼工事完了報告書（様式第 4 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）工事（総事業）費の領収書及び地域材材料内訳書

（2）工事施工後の写真

（3）地域材使用・納材証明書（様式第 5 号）

（4）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、対象工事の状況について、必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

（補助金の交付決定及び額確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を算定し、津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付決定及び額確定通知書（様式第 6 号）により、補助金交付予定者に通知するものとする。

（支払）

第 12 条 市長は、前条の規定により交付決定及び額確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の取消し又は返還）

第 13 条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

（1）虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

（2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（台帳の作成）

第 14 条 市長は、この要領を適用して補助金の交付がされた住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。